

4月臨時会の議決結果

平成24年第2回臨時会は、4月1日に開かれ、市長提出議案1件、議員提出の決議1件及び附帯決議1件について、それぞれ審議決定しました。

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 | 審議結果 |
|--------|---|---------|------|
| 第51号議案 | 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の認可について | 教育厚生委員会 | 原案可決 |
| 議第3号議案 | 東日本大震災のガレキ受け入れに対し前向きな対応を求める決議について | 委員会付託省略 | 可決 |
| 議第4号議案 | 第51号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の認可について」に対する附帯決議について | 〃 | 〃 |

議員提出議案

臨時会において議員提出の決議について審議を行い、放射性廃棄物の拡散は放射能被害の拡大につながるとの反対意見も出されましたが、賛成多数で可決し、市長に提出しました。

東日本大震災のガレキ受け入れに対し前向きな対応を求める決議

世界最大級の地震とそれに伴う津波で東北地方を中心に甚大な災害をもたらした東日本大震災から一年の月日が過ぎた。

これまで、多くの人々が被災地の復旧、復興のために支援を続けており、本市においても職員の派遣などの支援に取り組んでいる。

しかしながら、被災地に集積されたガレキの山が復興の妨げとなっており、多くの人々が今なお不自由な避難生活を強いられるなど、生活環境の整備には進展が見られていない。

岩手、宮城、福島で発生したガレキは、約2,300万トンといわれており、国全体での広域処理が必要とされているものの、原発事故による放射性物質に対する不安から、6パーセントから7パーセントほどしか処理されていないのが現実であり、全国の自治体の協力がなければ、被災地の真の復興はあり得ない。

国は、ガレキの広域処理を進めるため、受け入れ自治体に対する財政支援に加え、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、被災地以外の都道府県に広域処理を文書で正式要請するなどの対策を講じている。

長崎市・長崎県は、昭和57年の長崎大水害、平成3年の雲仙普賢岳災害において全国からの支援を受け、復旧・復興を果たしてきた。「一人ひとりの支援・絆の大切さ」を知る本市が、互助の精神でガレキの受け入れに前向きな対応を示すことにより、全国の自治体や、市民、各団体に賛同の輪が広がるものと確信する。

よって、本市議会は、本市に対し、放射線量の測定と特に焼却灰の埋め立て処理については国の責任において安全性の確保を整えることを前提に、通常の廃棄物相当と判断されるガレキについて受け入れに前向きな対応を行うことを強く要請する。

なお、受け入れに際し、岩手県及び宮城県のガレキについて情報を開示し、国及び本市が市民への説明責任を履行することもあわせて要請する。

以上、決議する。

平成24年4月1日

長崎市議会



市長へ決議書を手渡す様子



岩手県宮古市のガレキ置場

